

# 「国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン」 の改正概要について(案)

---

# 【参考】各種ガイドライン

本省ガイドライン

公共工事の入札契約方式の  
適用に関するガイドライン(R4.3最終改正)

災害復旧における入札契約  
方式の適用ガイドライン  
(R3.5最終改正)

国土交通省直轄工事に  
おける総合評価方式の  
適用ガイドライン  
(H28.4最終改正)

国土交通省直轄工事における  
技術提案・交渉方式の  
運用ガイドライン  
(R2.1策定)

地整等  
ガイドライン

【例】  
関東地方整備局における  
総合評価落札方式の適用  
ガイドライン  
等

総合評価落札方式における  
試行等の参考となる  
ガイドライン 等

## 【総合評価の試行について】

- 各地方整備局等における試行に関するPDCAサイクルのルール化

- 全国的な取組のとしての試行の明記

## 【前回ガイドライン改正(H28)以降の取組の記載】

- 新たな評価項目の記載

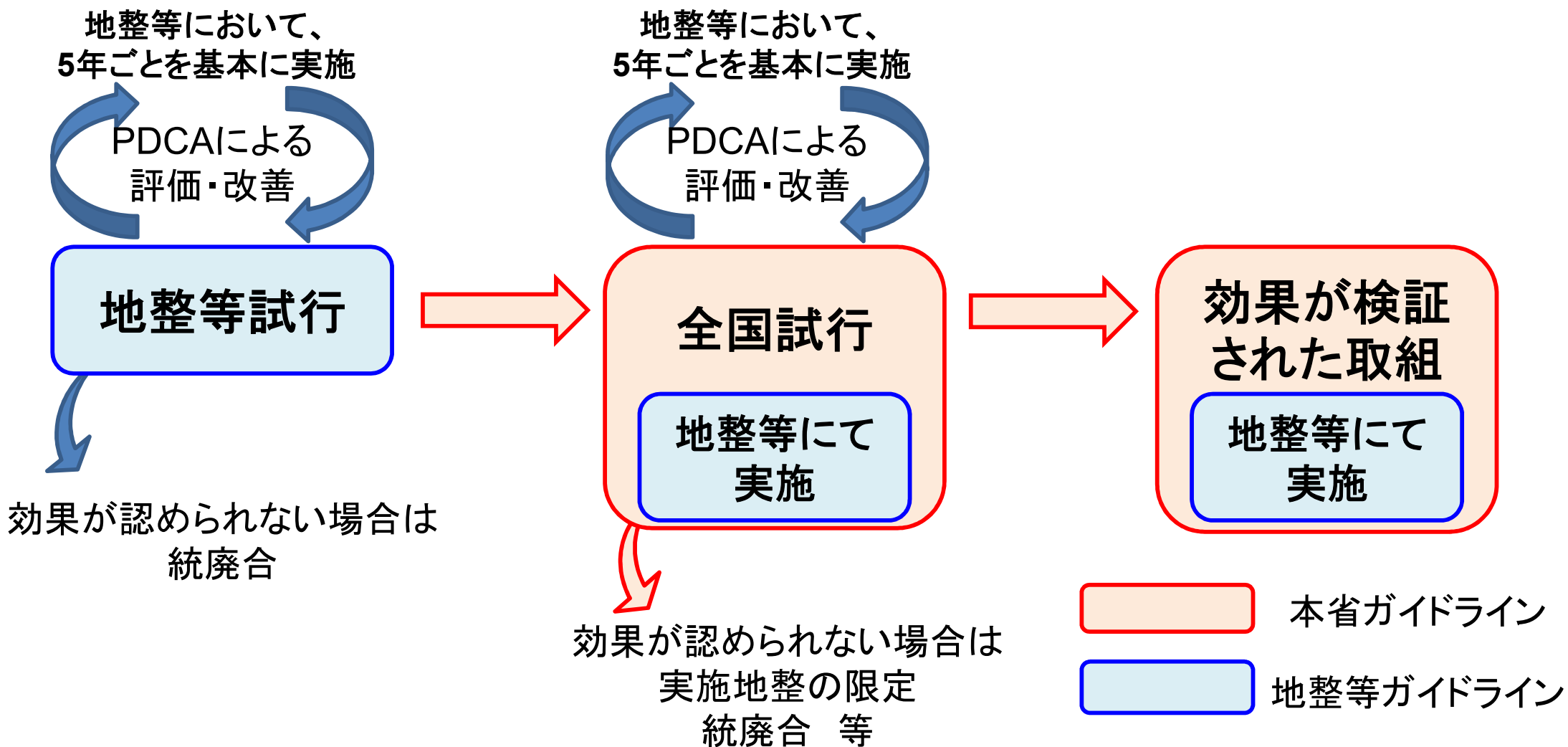
- 評価プロセスの改善

## 【総合評価の試行について】

○各地方整備局等における試行に関する  
PDCAサイクルのルール化

○全国的な取組のとしての試行の明記

○試行の効果の程度や、課題の有無を継続的にフォローアップし、全国試行への移行、継続検証、見直し、統廃合等のあり方を検討するPDCAサイクルを導入。



## 【ガイドライン本文記載（案）】

### 7. 総合評価落札方式の試行等

#### 7-1 試行等の検証

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式においては、働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。図 7-1 に示すように、試行を経て効果が検証された取組（本運用）と、その前段階の試行等に大別され、試行等は、7-2 全国的な取組としての試行等（全国試行）、7-3 地域の実情等に応じた総合評価落札方式における取組（地整等試行）に区分される。

これらの試行等は、その実施状況等を踏まえつつ、各地方整備局の総合評価委員会等において、計画的にPDCAに基づく検証を行いながら、目的の達成度、工事成績への影響、受発注者からの意見等を踏まえ、「効果が検証された取組への移行」、「全国試行移行」、「改良」、「継続」、「統廃合」等を適宜判断する。

各地方整備局におけるPDCAに基づく検証については、1つの試行形式につき、5年ごとを基本としつつ、社会情勢や、試行の実施件数等を考慮して計画的に実施するものとする。



# ガイドラインに例示する試行の形式

①直轄実績のない担い手の参入を促す方式	<p>・<b>受注企業の固定化防止や新規参入の促進</b>を目的として、総合評価落札方式において<b>企業・技術者評価の影響を緩和</b>し、実績のない(少ない)優良な企業による入札参入を促す方式。</p> <p>・<b>地域建設業の担い手を確保</b>するため、総合評価落札方式において<b>企業・技術者評価の評価対象を都道府県・政令市等に拡大</b>する方式。</p>
②地域防災の担い手の参入を促す方式	地域防災の担い手である <b>地域施工業者の参入機会促進</b> 等を目的として、総合評価落札方式において <b>防災に関わる取り組み体制</b> や <b>活動実績</b> 、災害に使用できる <b>建設機械の保有状況</b> 等の評価を拡大する方式。
③企業能力を評価する方式	<b>不調不落の防止</b> 、 <b>発注事務負担軽減</b> 等を目的として、受発注者双方の事務負担が大きくなる <b>技術者の能力等に係る評価を省略</b> し企業の能力等のみで評価する方式。
④地元企業活用審査方式	地域に精通し <b>地域経済への貢献度の高い地元企業の育成</b> を目的として、総合評価落札方式において工事における <b>地元下請企業や地元資材会社の活用状況</b> を評価する方式。
⑤特定専門工事審査方式	<b>難易度が高い専門工事等の円滑かつ確実な施工</b> を目的として、総合評価落札方式において <b>工事实績のある専門工事業の下請け活用</b> を評価する方式。
⑥登録基幹技能者の参入を促す方式	<b>工事全体の品質確保</b> 及び <b>長期的な担い手の確保</b> を確保を目的として、総合評価落札方式の技術者の能力等において、 <b>下請業者における登録基幹技能者、建設マスター、技能士</b> の配置を加点評価する方式。
⑦次代担い手育成・参入を促す方式	将来の担い手である技術者の拡大等のため、加点や資格要件化等により <b>若手技術者や女性技術者が参画を促進</b> する方式。

全国的に実績があり、  
効果が検証された取組

引き続き地方整備局等において  
効果検証を行う取組（全国試行）

## ■試行の目的及び概要

### ①試行の目的等を記載

本試行は、災害発生時に迅速に活動できる地域施工業者の参入機会促進、及び担い手確保を目的として、総合評価落札方式において防災に関わる取り組み体制や活動実績、災害に使用できる建設機械の保有状況等に係る評価（加算点）を拡大する方式により、地方整備局等で行われている一連の試行を指す。

具体的には、従来から評価されてきたことが多い災害協定や災害活動実績に加え、迅速な災害対応に資する本店所在地や事業継続計画（BCP）の有無、災害用機械保有状況など追加的に評価を実施する一方、技術者の能力等については評価の対象外とすることで、地域建設業による災害対応能力の維持・強化及び災害時の担い手である地域施工業者の参入機会促進が期待されている。

## ■具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、防災に係る企業の取組について加点評価する評価方法等が採用されている。加点評価項目としては、以下のような項目がある。

- ・「施工都県内」もしくは「半径〇km 圏内の市町村等」での本店の有無
- ・事業継続計画(BCP)の認定
- ・各行政機関等との災害協定の有無
- ・災害協定に基づく災害活動実績等
- ・災害用重機保有の有無等

### ②評価方法の例を記載 (具体は整備局毎に設定)

## ■試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的である、

- ① 地域の災害時の担い手確保につながっているか
- ② 評価方法を実績重視としているが品質確保できているか

等の観点に留意するべきである。

### ③実施、PDCA評価にあたっての留意点を記載



## 【前回ガイドライン改正(H28)以降の取組の記載】

- 新たな評価項目の記載

- 評価プロセスの改善

令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを明記。

○工事实績  
○表彰  
において、当該制度により認定・表彰された実績を評価できることを明記

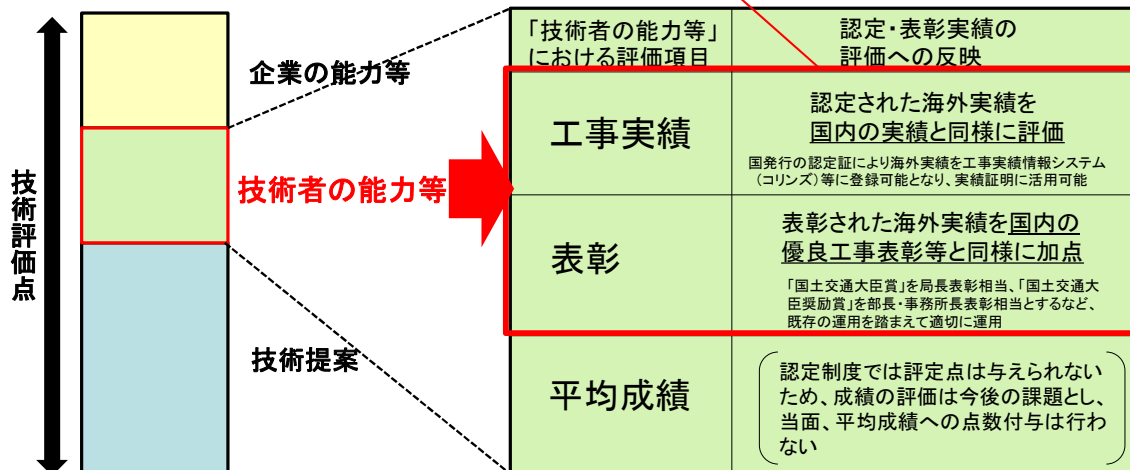
## 【工事实績に関する記載イメージ】

### ○同種工事の施工実績

- ・「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。
- ・複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- ・施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- ・過去15年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む）を対象とする。なお、直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理（主任）技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。
- ・評価対象期間に従事した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様とするが、CORINS等への登録が行われていない実績の場合は国土交通省が発行する海外インフラプロジェクト技術者の認定書の写し（以下「認定書」という）を必ず提出すること。ただし、認定書が未達等により提出できない場合は国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもって代えることができる。

## ■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)

### 総合評価落札方式における技術評価

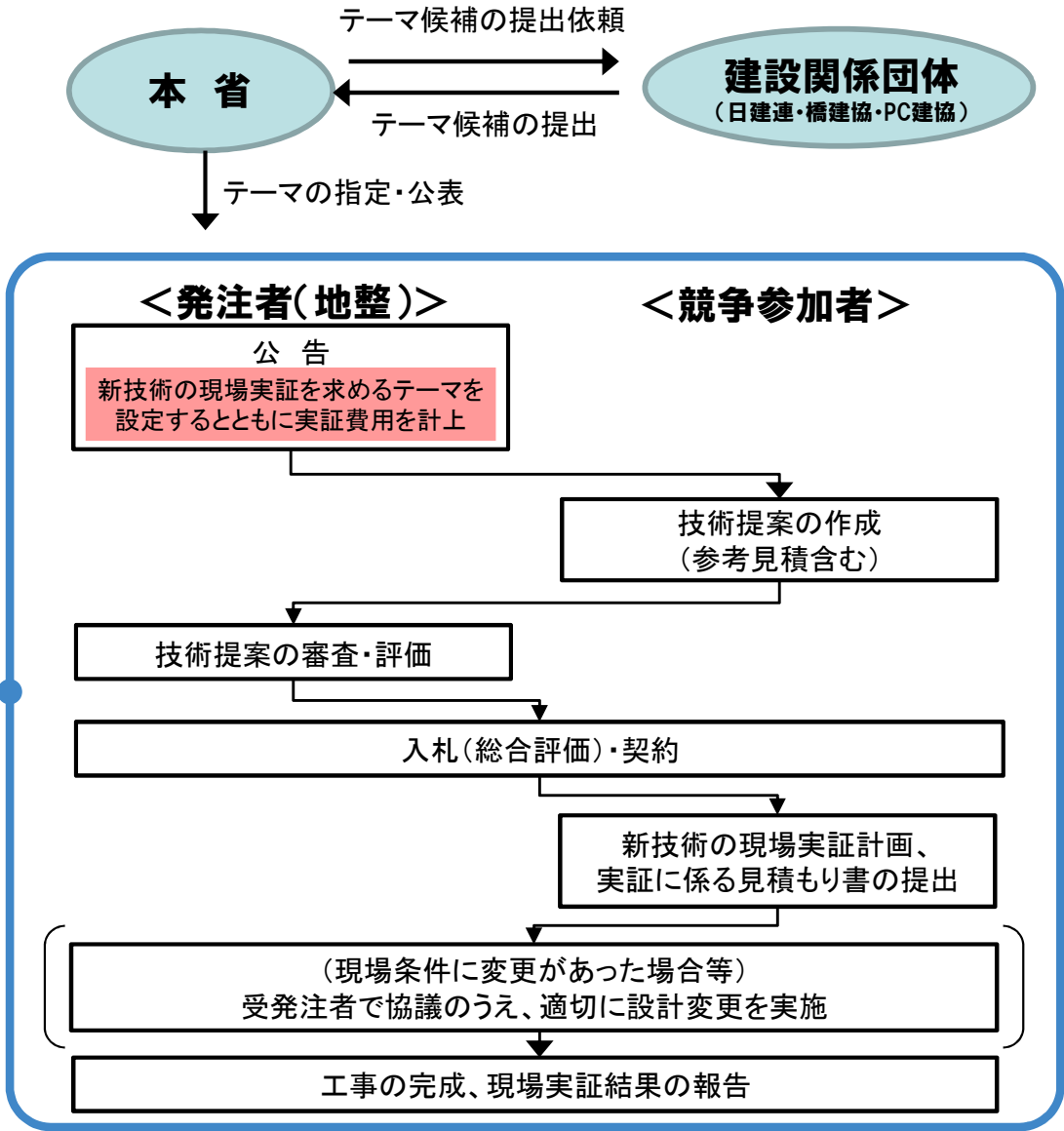
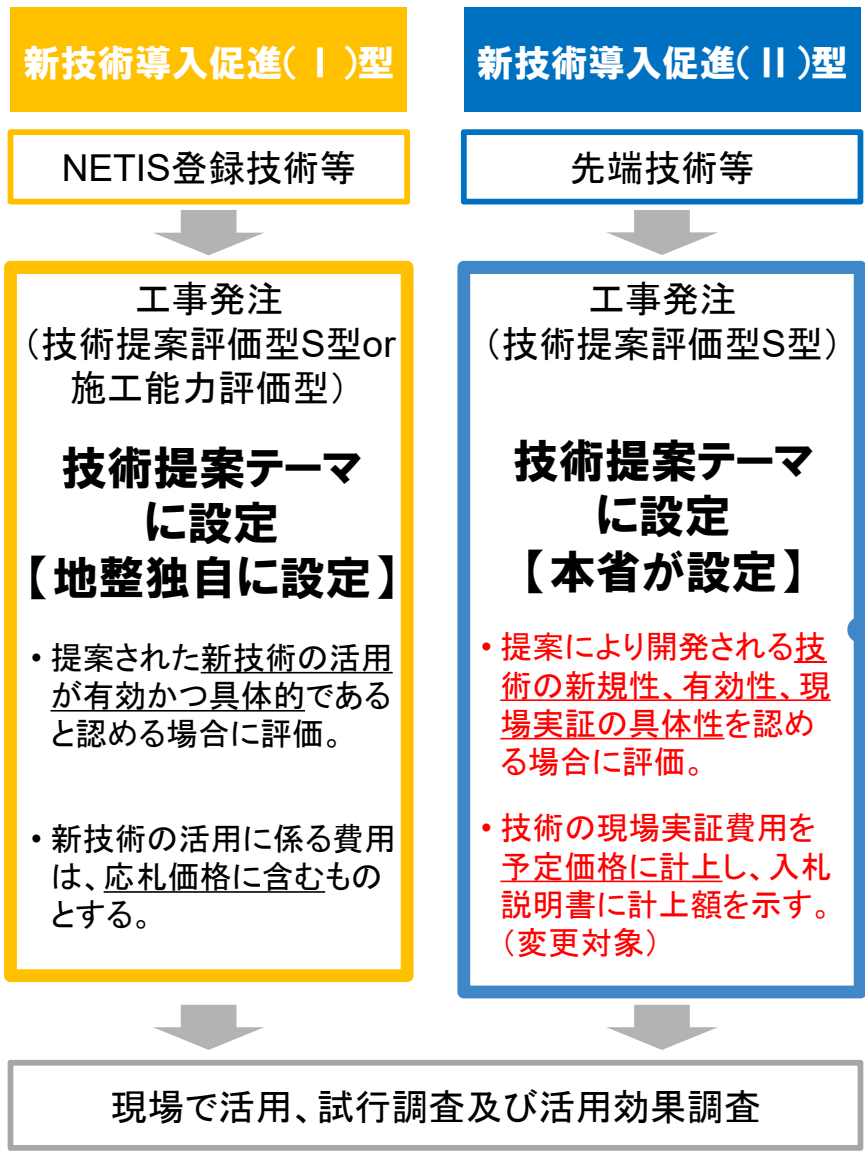


※工事の「技術提案評価型」の場合の例



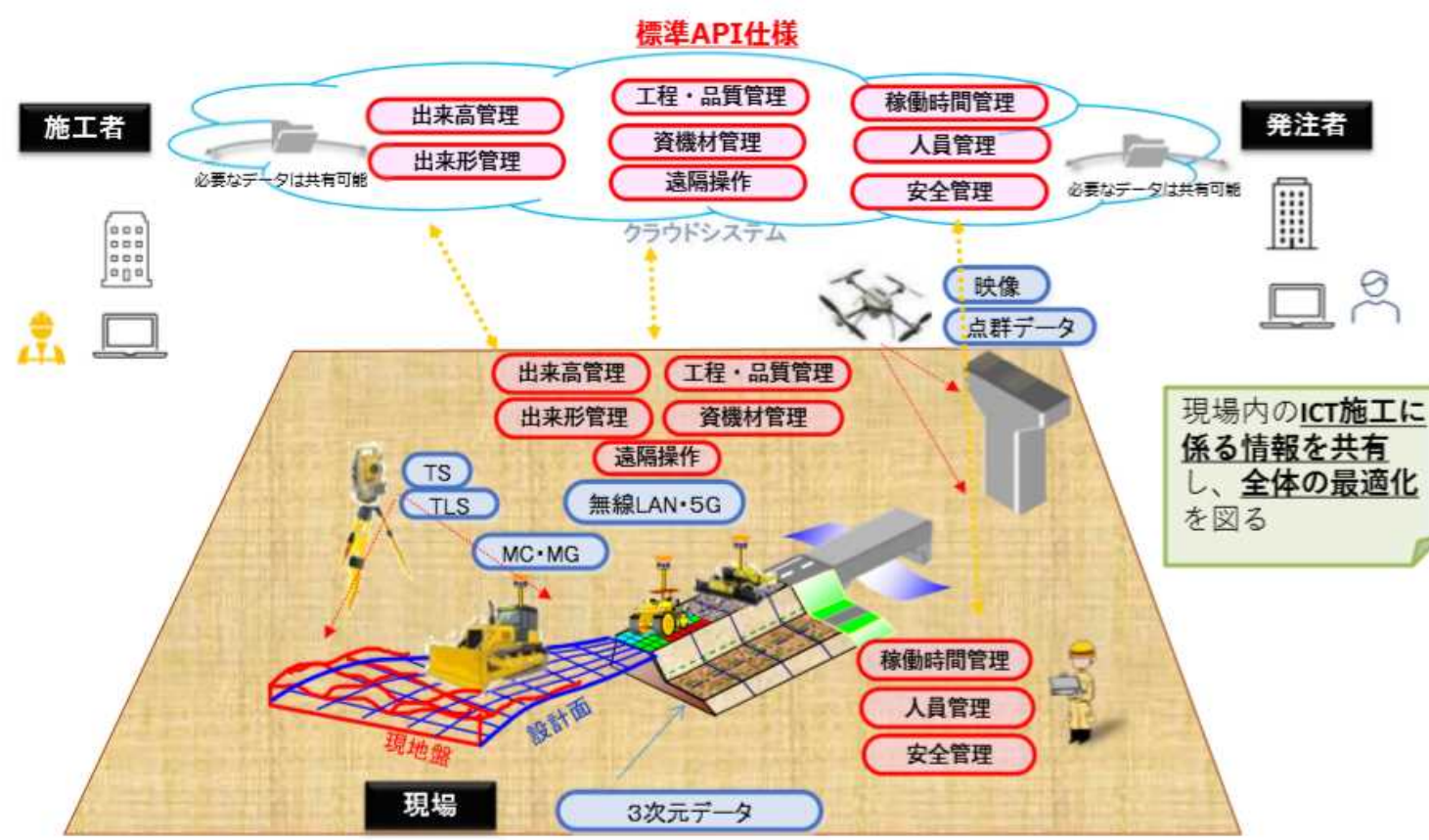
# 新技術導入促進型(H30~)

建設現場での新技術導入を促進するため、平成29年度より、総合評価・新技術導入促進型を実施。  
**新技術導入促進(Ⅰ)型**: NETIS登録技術等の実用段階にある技術を活用する提案を求める  
**新技術導入促進(Ⅱ)型**: 実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術の検証に関する提案を求める



# 生産性向上の取組評価の試行(R3～)

- 建設現場の生産性を向上させるi-Constructionの推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)のより一層の推進が課題。
- こうした状況を踏まえ、国交省の直轄土木工事の入札時の総合評価において、
  - －技術提案評価型(S型)では、ICT活用等による生産性向上の取組に関する技術提案を求める試行
  - －施工能力評価型(I型)では、ICT活用等による生産性向上の取組について施工計画に記載を求める試行を行い、ICT活用等による生産性向上の取組の一層の推進や普及を図る。



**公共事業を「現場・実地」から「非接触・リモート」に転換**

・発注者・受注者間のやりとりを「非接触・リモート」方式に転換するためのICT環境を整備

**3D共有環境での検証**

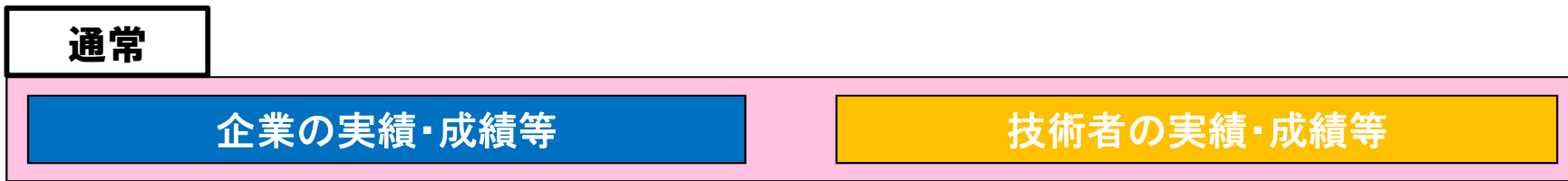
仮設計画      干渉確認

受注者      発注者

## WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施。**

### ○評価方法(段階的選抜方式において評価)



### WLB推進企業を加点評価

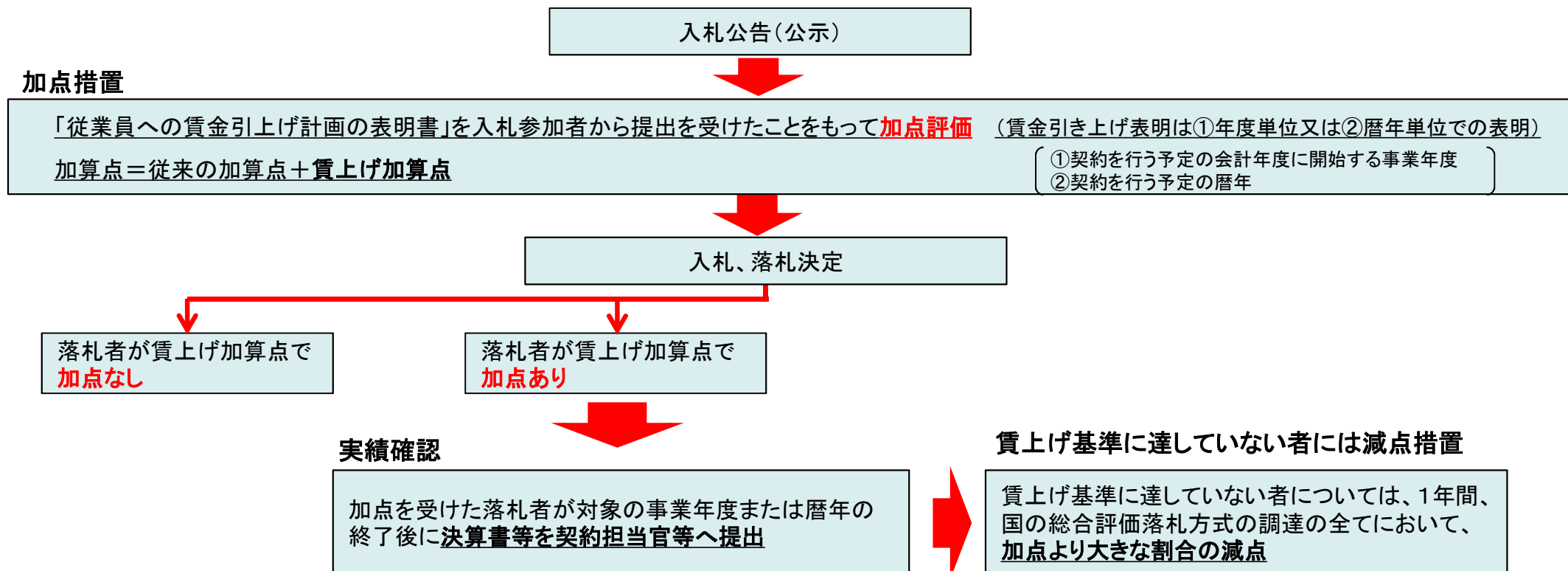
段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。  
 ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。  
 ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。  
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

## ■措置の流れ



# 一括審査方式を位置付け

参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定される場合において、競争参加申込者からの技術資料の提出を一つのみとし、技術審査・評価を一括して実施する「一括審査方式」を明記。

## 【一括審査方式（イメージ）】



## 【ポイント】

- 基本的な考え方  
総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、一定の条件を満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする「一括審査方式」を適用することができる。
- 対象工事の条件
  - ・ 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
  - ・ 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
  - ・ 工事種別や等級区分等が同じ工事
  - ・ 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
  - ・ 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
  - ・ 工事難易度が同じ工事
- 留意事項
  - ・ 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
  - ・ 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

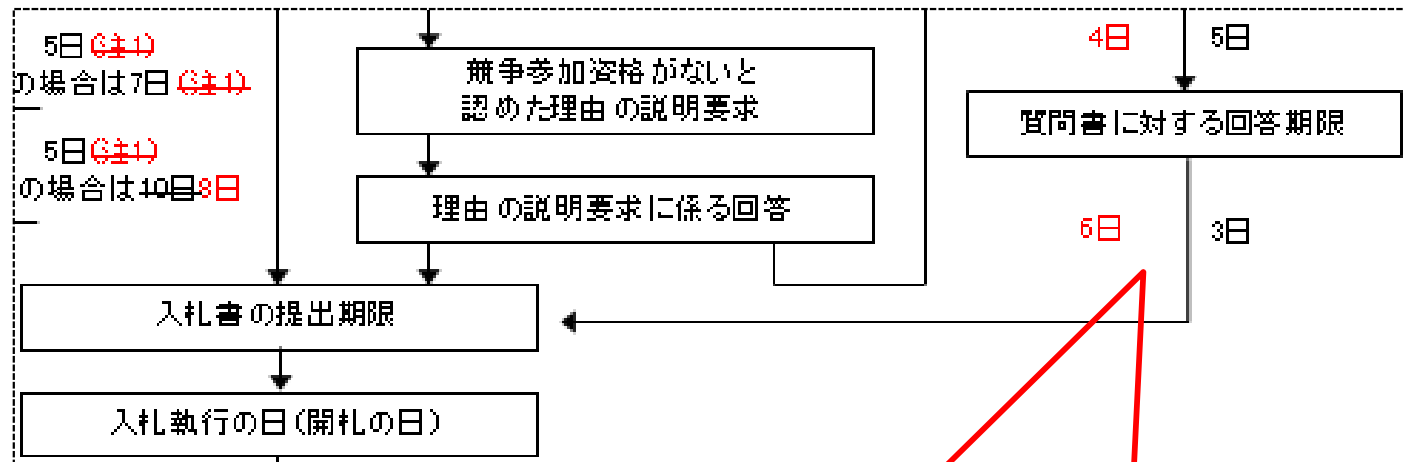
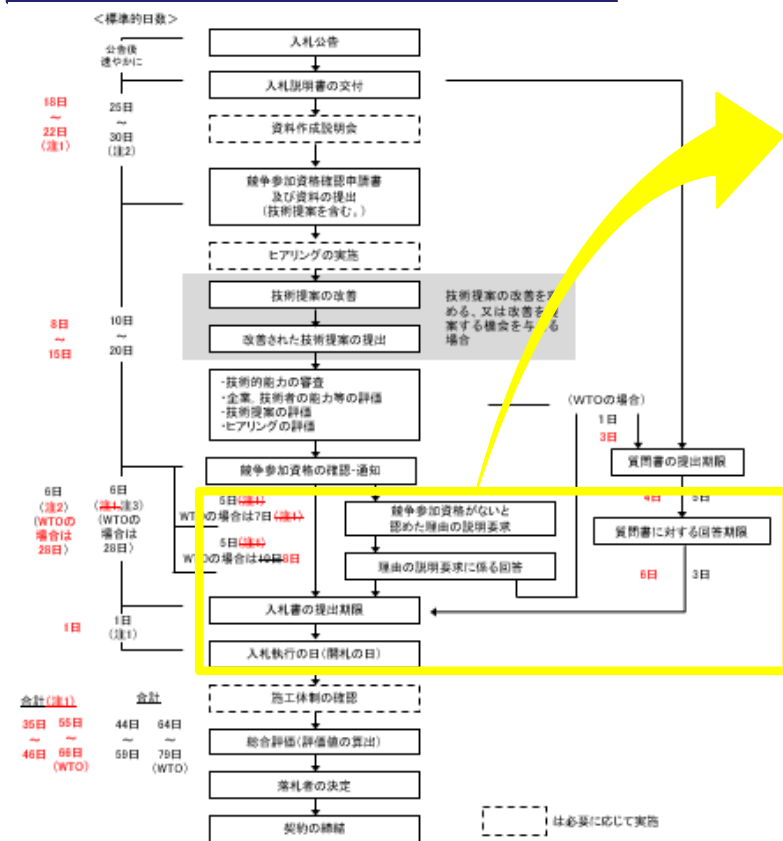
## 現状

- 技術提案評価型S型における「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数は本省ガイドライン上3日と短い。
- いくつかの地整においては、既に5日程度の日数を確保しているものもあるが、回答を踏まえた資料作成等のため、質問回答から提出期限までの期間を6日確保を求める要望を頂いていた。

## 対応方針

- 技術提案評価型S型において「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を6日以上確保。
- 本省ガイドラインにおいて6日確保を明記し、順次地整等の手続にも反映する。
- ※あわせて、本省ガイドラインの手続きフロー上の日数を土日を含まない日数に統一した標記とする。

## 本省ガイドライン(案) 図2-7



**「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を3日から6日へ改める**



技術提案について、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すとともに、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮するため、以下の見直しを実施。

- 1) 複数提案を評価しない旨について明記
- 2) 過度なコスト負担を要する提案(いわゆる「オーバースペック」)の考え方の明記

## 2-3-2 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値)の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件(最低限の要求要件及び上限値)の設定例を表 2-4及び表2-5に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

1つの提案項目は、1つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。

複数の着目対象に対する提案技術を1つの項目に記載した場合には、当該提案項目を加点評価対象としない、若しくは最も評価が低い提案に基づいて評価することとする。

なお、過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、**【a】過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない**、**【b】加点対象としない**。

※a:相対評価の場合 b:絶対評価の場合

## 「過度なコスト負担」の考え方

項目	詳細	例
発注者が示す『要求水準』に対して過剰なもの	管理基準の厳格化、要求水準に対して過剰な材料・配合・数量及び工法	・排水基準(ss・pH)、騒音値等の厳格化 ・高強度材料、重防食等へのグレードアップ ・ボーリング、観測機器、監視員等の追加
提案の履行に要する『費用』が高価なもの	技術的な工夫や配慮(要素技術の活用は可)の域を超える  ※積算上、経費として計上すべきもの(技術提案・交渉方式の適用や設計変更が妥当)	
提案の『効果』が十分でないもの	費用(工夫・配慮の手間を含む)に見合った効果(品質確保、生産性向上等)が期待できない  ※効果／費用>1で一律評価するのではなく、提案の将来性等を含め、総合的に判断する場合がある	

テレワークやオンライン会議など、コロナ禍における働き方の変革の進展を踏まえ、また、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮する観点から、ヒアリングは「必要ある場合に実施」するものであることを明記するとともに、インターネット等による開催が可能であることを明確化。

表 2-12 ヒアリングと段階的選抜方式の組合せの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	A型
ヒアリング	実施しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又はI型においては施工計画、S型においては技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。	技術提案に対する発注者の理解度向上を目的として必要に応じて実施。ヒアリング自体の審査・評価は行わない。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。	
段階的選抜方式	実施しない	ヒアリングを行う競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施できる※	技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討する	

※ 同時提出型については、段階選抜方式を実施しないものとする。